

【保険課からのお知らせ①】 国民健康保険税の上限額が変わります

国民健康保険特別会計の赤字および財政運営の責任主体が北海道に移行することに伴い、平成29年度に国民健康保険税の課税限度額（上限の金額）の改正をしました。対象世帯への影響を考慮し、3年間の激変緩和措置を設けており、今年度の課税限度額は次のとおりとなりますのでお知らせします。

| 区 分 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------|------------|------------|-------------|
| 医療保険分 | 48万円 | 52万円 | 54万円 |
| 後期高齢者支援金分 | 15万円 | 17万円 | 19万円 |
| 介護納付金分※ | 12万円 | 14万円 | 16万円 |

※国民健康保険加入者の皆様には、7月の納付書に詳細を同封します。

※介護納付金は40歳から64歳の国保加入者がいる場合のみ発生します。

【保険課からのお知らせ②】 国民健康保険の加入・脱退手続きについて

退職等の理由で、加入していた健康保険を脱退し、任意継続しないなど、他の健康保険に加入することが無い場合、今まで加入していた健康保険を脱退してから14日以内に国民健康保険に加入していただくことになります。現在の健康保険制度では生活保護を受けている方など以外は、いずれかの健康保険に加入しなくてはなりませんので、まだ手続きをされていない方は、役場保険課までご連絡ください。

国民健康保険の資格は、先に加入していた健康保険の脱退した日までさかのぼりますので、手続きをしないで放っておくと、過去の保険税を一括して納めていただくことになります。また、病院にかかった時の医療費も保険が使えなくなることもありますので、くれぐれも手続き忘れのないようご注意ください。

また、現在、国民健康保険に加入している方で、就職等により新たに社会保険や共済保険等に加入された方、進学により他市町村へ転出した学生の方も、国民健康保険の脱退や変更の届出が必要となります。まだ手続きがお済みでない方は保険課窓口まで届出ください。

【保険課からのお知らせ③】 国民健康保険の簡易収入申告はお済みですか？

国民健康保険に加入の方で、次に該当する場合は、収入の有無にかかわらず収入申告が必要になります。申告をしないと、保険税の軽減措置や、保険給付のサービス等にも影響が出る場合がありますので、まだ申告をされていない方は、お早めに手続きください。

住民税や所得税の扶養になっていない方（年齢が19歳以上）で

- ①遺族年金や障がい年金等、非課税収入のみの方
- ②昨年1月から12月中に収入の無かった方

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121

日赤社費募集のお願い

町民の皆様のおかげにより平成30年度の日赤社費は、総額2,282,770円となりました。ここに厚くお礼申し上げます。

町民の皆様から寄せられた社費は、日本赤十字社の活動資金となり、様々な人道的活動が実施されております。今年度も5月より区会、日赤協賛委員のご協力のもと社費（会費）の募集を行います。

町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 日本赤十字社北海道支部 余市町分区（福祉センター内） ☎22-6228

広告